

中小企業事業主の皆さんへ

「働き方改革推進支援助成金（※）」 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース のご案内

**新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入
に取り組む中小企業事業主を支援します！**

※令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要	
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主 (※試行的に導入している事業主も対象となります)
助成対象の取組	<ul style="list-style-type: none">・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 <p>〔※シンクライアント端末（パソコン等）の購入費用は対象となりますが、シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。〕</p>
主な要件	事業実施期間中に <ul style="list-style-type: none">・助成対象の取組を行うこと・テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象となる事業の実施期間	〔 令和2年2月17日～5月31日 〕 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。



厚生労働省

新型コロナウィルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

テレワーク用通信機器(※)の導入・運用

- (例)
- ・シンクライアント端末（パソコン等）
 - ・VPN装置
 - ・web会議用機器
 - ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア
 - ・保守サポートの導入
 - ・クラウドサービスの導入
 - ・サテライトオフィス等の利用料など
- ※ シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません

就業規則・労使協定等の作成・変更

(例) テレワーク勤務に関する規定の整備

労務管理担当者に対する研修

労働者に対する研修、周知・啓発

外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

ご利用の流れ

1 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は5月29日（金））
※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

2

これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

3

事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに
支給申請（締切は7月15日（水））
※ 厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク 相談

検索

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479 平日9:00～17:00

上記のフリーダイヤルがつながらない場合には、以下の番号でも受け付けます。（5月31日まで）

電話：03-5577-4724、03-5577-4734
ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、メールでもご相談を受け付けています。sodan@japan-telework.or.jp

所在地：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階